

市有財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市有財産の無償譲渡について

下記のとおり市有財産を無償譲渡いたしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲渡財産

名 称	南成瀬東町内会館（建物）
所 在	東京都町田市南成瀬八丁目1番地15
構 造	軽量鉄骨造・2階建
床面積	111.72㎡

2 譲渡の相手方

東京都町田市南成瀬八丁目1番地15
南成瀬ひがし町内会

3 譲渡の条件

- （1）南成瀬ひがし町内会を地縁団体として法人化すること。
- （2）現状有姿での譲渡とすること。
- （3）取得に係る費用は南成瀬ひがし町内会が負担すること。